

よつかいどう市

四街道市商工会広報委員会

発行

四街道市鹿渡895-14
TEL.043(422)2037
FAX.043(423)6941
URL <http://yotsukaido.or.jp>

商工会

e-mail info@yotsukaido.or.jp

2021年132号

だより

よつかいどう法律事務所

TEL.043-310-5133 <http://www.yotsukaido-lo.jp>
千葉県弁護士会所属 所長弁護士 松田和哲 弁護士 安藤なつき
弁護士 古川 薫
四街道市四街道1-7-9 中島ビル3階 (四街道駅北口徒歩3分)

自家とう精の美味しい米を売る店 米穀・灯油・LPガス・ガス器具

(有)山本産業

TEL (422)2620(代)
FAX (422)9069

東京ガス・四街道市上下水道指定工事店 四街道1511-19 松並木通り

謹賀新年

令和3年 元旦

会員の皆様には商工会事業に御支援、
御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
本年もよろしくお願ひいたします。



令和2年分所得税改正と給付金の取り扱い

青色申告特別控除適用要件変更

現行 65万円 ⇒ 改正後 55万円

55万円の控除の適用要件に加えe-Taxによる申告(電子申告)または電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。

※10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様となります。

基礎控除10万円引き上げ

現行 一律38万円 ⇒ 改正後 原則48万円

これまで所得の大小にかかわらず一律38万円でしたが、今回の改正により10万円引き上げとなります。ただし、合計所得金額が2,400万円を超えると段階的な引き下げとなります。

扶養控除、配偶者控除の基準額の引き上げ

基礎控除額の引き上げに伴い、扶養控除や配偶者控除などの対象親族の所得要件がある控除に関する基準額も引き上げになりました。

基準額が引き上げられた所得控除は配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除(※)、勤労学生控除、配偶者特別控除となります。

(※寡婦(夫)控除の見直しにより、ひとり親控除が創設されました)

令和00年分の所得税及びの申告書B FA2200

収入金額等	所得金額等	控除	税	の	計	の	他	の	納	税
1 給与所得	2 給与所得	3 基礎控除	4 所得控除	5 所得控除	6 所得控除	7 所得控除	8 所得控除	9 所得控除	10 所得控除	11 所得控除
12 所得控除	13 所得控除	14 所得控除	15 所得控除	16 所得控除	17 所得控除	18 所得控除	19 所得控除	20 所得控除	21 所得控除	22 所得控除
23 所得控除	24 所得控除	25 所得控除	26 所得控除	27 所得控除	28 所得控除	29 所得控除	30 所得控除	31 所得控除	32 所得控除	33 所得控除
34 所得控除	35 所得控除	36 所得控除	37 所得控除	38 所得控除	39 所得控除	40 所得控除	41 所得控除	42 所得控除	43 所得控除	44 所得控除
45 所得控除	46 所得控除	47 所得控除	48 所得控除	49 所得控除	50 所得控除	51 所得控除	52 所得控除	53 所得控除	54 所得控除	55 所得控除
56 所得控除	57 所得控除	58 所得控除	59 所得控除	60 所得控除	61 所得控除	62 所得控除	63 所得控除	64 所得控除	65 所得控除	66 所得控除
67 所得控除	68 所得控除	69 所得控除	70 所得控除	71 所得控除	72 所得控除	73 所得控除	74 所得控除	75 所得控除	76 所得控除	77 所得控除
78 所得控除	79 所得控除	80 所得控除	81 所得控除	82 所得控除	83 所得控除	84 所得控除	85 所得控除	86 所得控除	87 所得控除	88 所得控除
89 所得控除	90 所得控除	91 所得控除	92 所得控除	93 所得控除	94 所得控除	95 所得控除	96 所得控除	97 所得控除	98 所得控除	99 所得控除
100 所得控除	101 所得控除	102 所得控除	103 所得控除	104 所得控除	105 所得控除	106 所得控除	107 所得控除	108 所得控除	109 所得控除	110 所得控除

持続化給付金の税の取り扱い 課税? 非課税?

昨年、新型コロナウイルス感染症対策として給付された持続化給付金は、極めて厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、用途に制約のない給付金です。持続化給付金が入金された場合、その支給金額を雑収入として会計処理を行います。税務上、益金(個人事業者の場合は、総収入金額)に算入されるものですが、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。なお、消費税法上は課税の対象とならない不課税取引です。